15　委員会は、意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、保存管理措置その他委員会又は補助機関が決定する措置又は事項は、一般に入手可能なものとする。（第一八条関係）

16　委員会の構成国は、この条約の非締約国の旗を掲げる権利を有する漁船について、条約水域における活動に関する情報を交換するとともに、当該漁船が保存管理措置の実効性を損なう活動を行うことを抑止するため、この条約に適合する措置をとる。委員会は、非締約国に対して、当該漁船等により行われた活動がこの条約の目的の達成に影響を及ぼすと認める場合には注意を喚起するとともに、締約国となることにより、又は委員会が採択する保存管理措置の適用に同意することにより、委員会と十分に協力するよう要請する。協力的な非締約国は、委員会が定める条件に従い、漁業への参加による利益を享受することができる。（第二〇条関係）

17　委員会は、適当な場合には、関係する地域的な機関又は枠組み等（特に、この条約が適用される水域付近の海域又はこの条約が適用される水域に隣接する海域における漁業について責任を有する地域的な漁業管理のための機関又は枠組み）と相互の関心事項について協力するとともに、当該機関又は枠組みと協議し、及び協力するための適当な取決めを締結するよう努める。（第二一条関係）

18　委員会は、この条約の目的を達成するため、委員会が採択する保存管理措置の実効性及びその遵守の定期的な検討のための仕組みを設ける。この検討には、この条約の規定の実効性の検討を含めることができる。（第二二条関係）

19　漁業主体は、その船舶が漁業資源の漁獲を行う場合には、この条約が効力を生じた後、寄託政府に対し書面を送付することによって、この条約に定める条件に従う旨及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守する旨の確たる約束を表明することができる。当該漁業主体は、委員会の構成国が負う義務を遵守しなければならず、また、委員会の活動に参加することができる。（附属書関係）

政　令

公正取引委員会事務総局組織令及び職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十二号

公正取引委員会事務総局組織令及び職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）の施行に伴い、並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項及び第八項並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十五条第八項並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の三第二項第二号及び第百六条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公正取引委員会事務総局組織令の一部改正）

第一条　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　審判官（第二十一条）　第三章　地方機関（第二十二条）」を「第二章　地方機関（第二十一条）」に改める。

第二条第二十一号を次のように改める。

二十一　意見聴取の事務（指定職員が行う事務を除く。第八条第二十号において同じ。）に関すること。

第二条中第二十二号及び第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号を第二十三号とし、第二十六号を第二十四号とする。

第三条第一項第四号中「独占禁止法」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）」に改める。

第四条第一項中「事務」の下に「（第二号から第四号までに掲げる事務にあっては、官房の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第四号中「独占的状態に係る事件に関する審判開始決定」を「競争回復措置命令」に改め、同項第七号中「独占的状態に係る事件に関する審決及び」を削り、「執行後」の下に「及び競争回復措置命令の確定後」を加え、同項に次の二号を加える。

八　課徴金の徴収に関すること。

九　行政訴訟の事務に関すること（官房及び経済取引局の所掌に属するものを除く。第十八条第十五号において同じ。）。

第八条第二十号中「審判」を「意見聴取」に改める。

第八条中第二十一号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十一号とする。

第十八条第十一号中「独占的状態に係る事件に関する審決及び」を削り、「執行後」の下に「及び競争回復措置命令の確定後」を加え、同条第十四号を同条第十七号とし、同条第十三号中「独占的状態に係る事件に関する審決、」を削り、「及び課徴金」を「、課徴金」に改め、「納付命令」の下に「及び競争回復措置命令」を加え、同号を同条第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五　行政訴訟の事務に関すること。

十六　侵害の停止又は予防に関する訴訟及び損害賠償に関する訴訟の事務に関すること。